

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

DAY-GO!

Daido Always by Your Side

シートベルトも
大事だけど。

くるまの保険



くるまの保険 すまいの保険 けがの保険
3つのDAY-GO! 保険シリーズ

大同火災の「DAY-GO!」は、お客さまとご家族を取り巻く様々なリスクからしっかりとお守りし、あんしん・あんぜんを提供いたします。

自動車保険って、なぜ 必要なの？



自賠責保険では、「物の損害」や、お車を運転していた方ご自身の補償はされません。また、事故の被害者の方が亡くなってしまったり、後遺障害などが残ってしまった場合、自賠責保険の補償限度額をはるかに超える事例も多いのが現状です。自賠責保険ではカバーしきれない自動車事故への備えとして、「自動車保険」へのご加入をおすすめします！

❖お車を運転するとき以下のような不安はありませんか？

- 子どもが突然飛び出して来て、ケガをさせてしまった！治療費をどうしよう…。
- 相手の車に追突してしまった！修理費はどうしよう…。
- 自分もケガをしてしまった！だけど相手が保険に入っていないみたい。治療費はどうなるのだろう…。
- 買ったばかりの車なのに、ガードレールにぶつけてしまい、ドアが破損してしまった。修理費はいくらかかるんだろう…。

お客様が運転しているときに万が一事故にあってしまったら…？



そのような「もしも」に備えて自動車保険が必要です。



Q1 自賠責保険だけじゃダメなの？



A 自賠責保険だけでは、十分とはいえない

交通事故の備えは、制限のある自賠責保険だけでは、十分とはいえない。
下記の自賠責保険と任意の自動車保険の違いをご確認ください。

◆自賠責保険と任意の自動車保険◆

自賠責保険の保障金額(支払い限度額)		DAY-GO! くるまの保険	
死亡	3,000万円	対人賠償責任保険 自賠責保険	人身傷害補償保険
傷害	120万円	対物賠償責任保険	車両保険
後遺障害	75～4,000万円		

※自賠責保険では、対人賠償のみの補償となります。

自動車の保険は、自賠責保険と任意の自動車保険の2種類に分けることができます。自賠責保険は、自動車を運転するときに強制保険として国から付保を義務付けられた保険です。自賠責保険は、補償の範囲とお支払いする保険金の額に制限があります。万が一事故が起きたときに自賠責保険では補償されない部分と、支払われる保険金の額を超える分について補償するために任意の自動車保険のご契約をおすすめします。弊社では、任意の自動車保険として「DAY-GO! くるまの保険」をご用意しております。

参考に、9～10ページに高額支払事例を記載していますので、併せてご確認ください。



Q2 事故を起こされた場合は、相手に請求すればいいじゃない？



A 相手が保険に加入していない場合は、十分な補償を受けることが難しくなります。

お相手の方に任意保険の加入がない場合は、即座に多額の賠償金を支払うことは難しいと考えられます。結局自己負担をして、相手がお金の準備ができるまで、待たなければならることもあります。また、ドライバーの方の中には、自分は絶対に事故は起こさないと想っている方もいると思いますが、沖縄県においても年間約2,800件の事故が起きています。その発生頻度は約187分に1件の割合となります。

沖縄県における交通事故状況(令和2年)

□交通事故発生件数

2,808件
約187分に1件

□交通事故による死傷者数

3,312人
1日あたり約9人

沖縄県警察本部交通部企画課『交通白書ダイジェスト版』令和2年版

□曜日別交通事故発生状況

金曜日が最多(447件)
日曜日が最少(316件)

□時間帯別交通事故発生状況

午後4時～6時が最多(428件)



Q3 沖縄県の自動車保険の加入率は？



A 約78.5%です。

自動車保険の加入率は、自動車共済を加えた場合、全国の加入率は約88.3%であるのに対し、沖縄県の加入率は自動車共済を加えても約78.5%となっており、全国で唯一の70%台で大きく全国平均を下回っている状況です。

自動車保険(対人賠償責任保険)の加入率 (損害保険料率算出機構『自動車保険の概況』令和2年度データ)

順位	都道府県	加入率
1位	大阪府	82.7%
2位	愛知県	82.2%
↓	↓	↓
46位	島根県	59.0%
47位	沖縄県	54.2%
全国平均	合計	75.0%

（令和2年3月末現在）

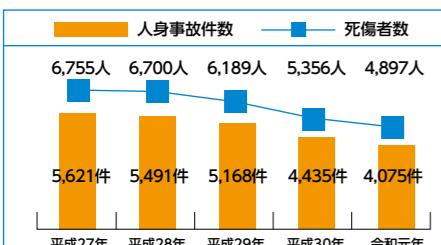
自動車共済を
加えても、
約78.5%
(全国平均約88.3%)



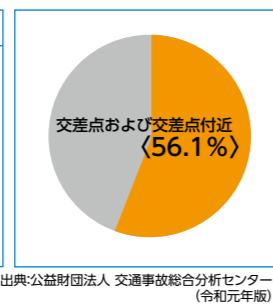
沖縄県内での事故の状況

いざというときの自動車保険ですが、
事故を未然に防ぐという意識を持つことが大切です。

●沖縄県の交通事故状況の推移



●人身事故発生地点の割合



参考 交通事故多発交差点ワーストランキング(令和元年版)

データ出典：一般社団法人 日本損害保険協会（沖縄タイムス社調べ）

ワースト1 安謝交差点 (那覇市字安謝664番地5)

【右折事故】

POINT 件数が多い事故類型の主な要因と予防方策

要 因：高架橋の橋脚があるため、対向車線の見通しが悪いことによる。
予防方策：右折する際は速度を十分に落とし、対向車との距離や速度等をしっかりと確認する。



※ワーストという表現は、「事故件数の多い順」という意味で便宜的に並べるために付与したもので、各事故の状況や損害・被害の程度を加味した順位付けではありません。

ワースト2 古島インター交差点 (那覇市古島1丁目23番地2)

【追突事故】

POINT 件数が多い事故類型の主な要因と予防方策

要 因：県道に左折して合流する際、前車が減速または停車していることに気づいたものの「そのまま進行するだろう」と思い込み、右方の安全確認等に気を取られて前車の動静をしっかり確認せずに進行したため、追突した。

予防方策：交差点に進入する際は、安易な思い込みや軽信をせず、前車の動静をよく確認する。



ワースト3 明治橋交差点 (那覇市旭町114番地1南西約100メートル)

【追突事故】

POINT 件数が多い事故類型の主な要因と予防方策

要 因：前方で停車している車両に気づくのが遅れ、追突した。

予防方策：漫然運転や脇見はせず、前方の安全確認を行なう。



大同火災

は沖縄に密着する損保として、魅力アップに努めています！
▶国内唯一の地元損保として、地域に密着したサービスの提供を行います。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

大同火災の自動車保険は4つの魅力でお客さまの万が一のときをサポートします。

- 魅力① 県内9か所の営業店が、お客さまの身近なところから保険のサポートをします。
- 魅力② 県内8か所の事故対応サービス拠点があり、万が一のときに迅速・丁寧に対応します。
- 魅力③ 沖縄県内を中心に約1,400店の代理店を有しております、お客さまをサポートします。
- 魅力④ お客さまからお受けした声等にお応えし、より一層充実した補償内容、サービスの拡充を行いました。

2021年9月現在



万が一の契約更新もれによる
トラブルを防止します！

保険契約の更新に関する 特約(契約更新サポート)

お客さまの契約・更新手続きのサポートを行う特約です(契約更新サポート)。



詳細は17ページ

自動
セット

損保業界初の
弊社独自の特約です！

旧盆期間中の運転者範囲に に関する特約

旧盆期間中(旧暦の7月13日～15日)およびその前後1日について一時的に運転者および年齢条件の範囲を拡大する特約です。



詳細は17ページ

自動
セット

ロードサービスの
充実を図ります！

ゆいゆいサポートDX

お客さまの万が一のお車のトラブルを365日・24時間サポートします。



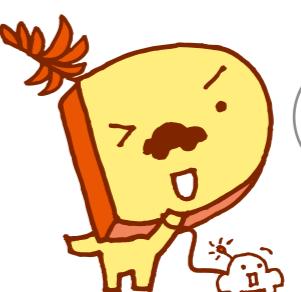
詳細は19ページ

自動
セット

保険料の節約に
お役立ていただけます！

早期更新割引

早期にご契約の更新手続きをされたお客さまを対象とした割引を行います。



詳細は27ページ

ディス
カウント

STEP2
安心サービス

STEP3
ご契約の条件設定

STEP4
事故が起つたら

STEP5
ご注意いただきたいこと



以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起つたら

STEP5
ご注意いただきたいこと
補償内容の詳細



あなたの充実した
カーライフの
ために、

**たとえばこんな
“もしも”の
備えは万全ですか？**

相手方への賠償

もしも…

事故を起こしてしまったら…



**DAY-GO!くるまの保険は、
万が一の賠償事故に
しっかり備えられます。**

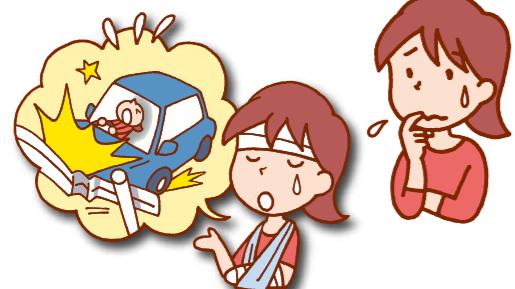
事故で他人を死傷させてしまった場合や、他人の財物を壊してしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負うときに補償します。

詳しくは、9-10ページをご覧ください。

ご自身・ご家族・同乗者への補償

もしも…

ケガを負してしまったら…



**DAY-GO!くるまの保険は、
お客様とかけがえの
ないご家族を守ります。**

ご自身、ご家族、あるいは同乗者の方がご契約のお車に搭乗中に死傷された場合に補償します。

詳しくは、11-12ページをご覧ください。

お車の補償

もしも…

愛車が壊れてしまったら…



**DAY-GO!くるまの保険は、
愛車が壊れた場合の
損害をしっかりカバー！**

事故によりご契約のお車が壊れた場合に補償します。

詳しくは、13-15ページをご覧ください。

その他の補償



基本補償の内容をより充実させるための補償や、日常生活のリスクに対する補償もご用意しています。
詳しくは、15-18ページをご覧ください。

安心サービス



お客様の愛車が思わぬ事故や故障で動かなくなった場合は、ロードサービスがご利用いただけます。

詳しくは、19-20ページをご覧ください。

相手方への賠償 P9

■対人賠償責任保険

相手の方を死傷させた場合に補償します。



■対物賠償責任保険

相手の方のお車や財物を壊した場合に補償します。



■対物全損時修理差額費用補償特約

対物賠償責任保険で補償されない相手の方のお車の時価額の超過分を補償します。

自動セット P10へ



お車の補償 P13

■車両保険

ご契約のお車が壊れた場合に補償します。
2つのタイプから選べます。



■車対車事故免責金額ゼロ特約

ご契約のお車が損害を被った場合で、一定の条件を満たす場合に免責金額(自己負担額)を差し引かず補償します。



■修理支払限度額設定特約

ご契約のお車の修理費が時価額を超える場合に補償します。



■車両新価保険特約

事故で新車のお車に大きな損害を被った場合、お車の買い替え費用等を補償します。



■車両保険の無過失事故の取扱いの特則

お客様に過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額や更新契約(弊社の更新契約に限りません。)の等級等に影響がありません。



■地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波によりご契約のお車が全損となった場合に限度額を上限に一時金をお支払いします。



■リサイクル部品使用特約

車両事故時にリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料を割引きます。



■身の回り品補償特約

お車に収容された生活用動産等の損害を補償します。



ロードサービス P19

■ゆいゆいサポートDX(「事故・故障時ロードアシスト特約」+「付帯サービス」) P19-20へ

■レッカーカーかけつけサポート

事故や故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、事故・故障現場から修理工場への運搬や落輪引き上げ、修理完了後にお車を引き取るための費用をお支払いします。

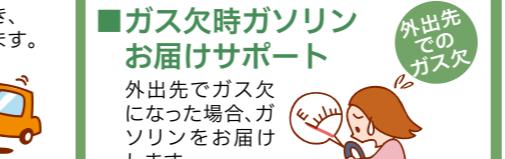


■応急処置かけつけサポート

次の場合等には現地応急処置・軽作業

■ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリンをお届けします。



【ゆいゆいサポートDXご利用時の注意事項】事故や故障等の際に、各種サポートをご利用いただくためにはゆいゆいサポートセンターへ事前連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンタ

ターがレッカーや修理業者などの手配をすることが条件となります。

「DAY-GO! くるまの保険」対象契約

「自家用8車種」「ノンフリート契約者(注1)」「記名被保険者(注2)が個人」「事業用以外のお車」の4つの条件すべてに該当する場合。

(注1)所有・使用する自動車が9台以下の方をいいます。

(注2)ご契約のお車を主に使用される方をいいます。

ご契約できるお車(自家用8車種)

○自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 ○自家用(小型・軽四輪)貨物車

○自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下・0.5t超2t以下)

○特種用途自動車(キャンピング車)(注)

(注)キャンピング車とは自動車検査証の車体の形状欄に「キャンピング車」と記載されているものをいいます。

この保険で補償の対象となる事故は、日本国内で発生した事故に限ります。



各特約等のセットできるご契約条件につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起きたら

ご注意いただきたいこと

8

相手方への賠償(対人・対物)

もしも、
事故を起こしてしまったら…



DAY-GO!くるまの保険は、
万が一の対人・対物事故にしっかり備えられます。
事故で他人を死傷させてしまった場合や、他人の財物を壊してしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負うときに補償します。

示談交渉サービス

相手の方への示談交渉は弊社が代行しますので、お任せください。

対人・対物事故によりお客さまに法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客さまのお申し出により、弊社はお客さまに代わって示談交渉をお引き受けします。



基本補償 対人賠償責任保険

事故により相手の方を死傷させてしまった場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、被害者1名ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。

対人賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額
5億2,853万円
国道を酷駆して横断し、立ち止まっていた被害者に走行中のタクシーが衝突し、死亡させた。
事故日/平成21年12月27日 裁判所/横浜地裁(平成23年11月1日判決)

詳細については29ページの①

相手の方へのお見舞金もお支払いします。

お客さまが必要とする葬儀参列やお見舞い金等の臨時費用の支出に備えて、被害者が死亡された場合、被害者1名につき10万円をお支払いします。(対人臨時費用保険金)

対人臨時費用保険金	
死亡された場合	被害者1名につき 10万円

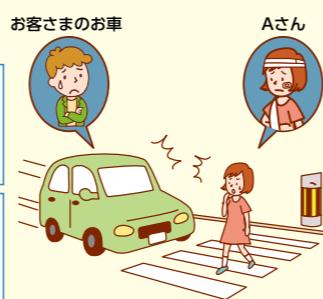


沖縄県においても、過去に2億円以上の対人賠償責任事故の高額賠償例が発生しています。

このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが交差点を右折した際に横断歩道を歩行中のAさんと衝突してしまった。入院6か月のケガを負わせてしまった場合。

法律上の損害賠償責任	Aさんの損害額 600万円 【治療費・休業損害・慰謝料等】	お客さまの責任割合 80% (注)責任割合は一例です。	= 480万円
お客さまの ご負担する額	法律上の 損害賠償責任の額 480万円	自賠責保険等から 支払われる金額 120万円	= 360万円 をお支払いします。



基本補償 対物賠償責任保険

詳細については29ページの②

対物賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額
2億6,135万円
大型トラックに追突し、トラックに積載されていた荷物が損傷した。
事故日/昭和60年5月29日 裁判所/神戸地裁(平成6年7月19日判決)

相手のお車



このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突してしまった。

$$\text{Bさんの損害額} \quad \text{お客さまの責任割合} \quad \text{法律上の賠償責任額} \\ \textbf{200万円} \times \textbf{80\%} = \textbf{160万円}$$

(注)責任割合は一例です。

対物賠償責任保険から
160万円
をお支払いします。

(注)対物賠償責任保険の免責金額が設定されていない場合



自動セット 対物全損時修理差額費用補償特約

詳細については29ページの③

対物賠償責任保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。

対物事故で相手の方のお車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします(50万円限度)。

ご注意
被害に遭ったお車の損害が生じた日の翌日から起算して、6か月以内に被害に遭ったお車の修理が実際に行われた場合に発生する費用に限ります。



このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが起こした追突事故で、
お客さまの過失が100%の場合

相手の方のお車の時価額が30万円、修理費が50万円の場合…
対物全損時修理差額費用補償特約より修理費と時価額との差額20万円が支払われます。

対物事故(車对車事故)による相手の方のお車の実際の修理費が時価額を超過した場合は、その超過分について、お客さまの過失割合に応じて保険金が支払われます。

*過失割合によっては、相手の方にも修理費の一部負担が生じます。

対物賠償責任保険で
30万円補償!



万が一のとき、充分な損害賠償ができるよう、
対人・対物賠償責任保険の保険金額は、
無制限をおすすめします。

おケガの補償

もしも、
ケガを負ってしまったら…

基本
補償

人身傷害補償保険

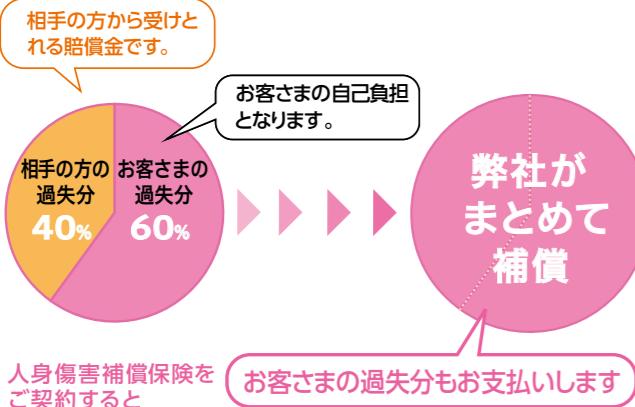
自動車事故によりご自身、ご家族、同乗者の方等が死傷した場合の補償です。

お車の運行に起因する事故等で、ご契約のお車に搭乗中の方が、死傷した場合に生じる治療費、休業損害や逸失利益等について、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

お客様の過失にかかわらず、保険金額の範囲内で損害額をまとめて補償します。

例:過失割合が60(お客様):40(相手の方)の場合

人身傷害補償保険がないと



ご注意

- 損害額の認定は、普通保険契約に基づき弊社が行います。
- 労働者災害補償制度によってすでに給付が決定または支払われた場合や、相手からの賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。
- おケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

相手との示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。

人身傷害補償保険がないと

相手の方との交渉が進まず、相手の方から賠償金が支払われるまで時間がかかる場合があります。また、相手の方が無保険の場合は、賠償金の支払いが受けられない場合があります。

人身傷害補償保険では

示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。



オプション

人身傷害の被保険 自動車外事故補償特約

詳細については29ページの④

人身傷害補償保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけではなく「他のお車に搭乗中の事故」や「お車に搭乗していない間の自動車事故」に拡大する特約です。

●補償範囲

補償の対象	ご契約のお車に搭乗中の方	お客様ご自身およびご家族 ^(注1) の方	お車に搭乗していない間の自動車事故
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車 ^(注2) に搭乗中の事故	
基本補償	●	×	×
人身傷害の被保険自動車外事故補償	●	●	●

●…補償対象になります。×…補償対象ではありません。

(注1)「お客様ご自身およびご家族」とは次の①から④の方をいいます。

- ①記名被保険者、②①の配偶者、③①または②の同居の親族、④①または②の別居の未婚の子

(注2)「他のお車」には次の車は含まれません。

- 上記(注1)①～③の方が所有または常時使用するお車
- 上記(注1)④の方が運転者である場合、その本人が所有または常時使用するお車
- 二輪自動車、原動機付自転車

(注3)他車運転補償特約により補償の対象となる場合があります。ただし、「他のお車」が自家用8車種で、運転中の場合に限ります。

お客様ご自身およびご家族のいずれかの方が、人身傷害の被保険自動車外事故補償特約をセットした自動車保険をすでにご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

(注)記名被保険者によってご家族の範囲が異なる場合がありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

DAY-GO!くるまの保険は、

お客さまと大切なご家族をお守りします。

ご自身、ご家族、あるいは同乗者の方がご契約のお車に搭乗中に死傷された場合に補償します。

人身傷害の入院時等 サポート費用補償特約

詳細については30ページの⑨

入院時に発生する「差額ベッド費用」「ヘルパー雇用費用」「子供を保育施設に入れるための費用」等、人身傷害保険でお支払い対象とならない、治療費とは別で発生する諸費用を補償します。

※合計で200万円を限度とします。



保険金額の目安

●総損害額の事例(各年齢別の平均的な損害額です。)

年齢	扶養家族の有無	死亡された場合	重度後遺障害の場合
20代	有	6,000万円	1億2,000万円
	無	5,000万円	1億2,000万円
30代	有	8,500万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
40代	有	9,000万円	1億5,000万円
	無	7,000万円	1億5,000万円
50代	有	7,000万円	1億3,000万円
	無	5,500万円	1億3,000万円

※保険金額を設定する際の参考としてご活用ください。

詳細については29ページの⑥

基本補償 傷害一時金保険

任意でご契約いただけます。

入通院時の当座の費用を補償します。

人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で被保険者の方の治療日数が5日以上となった場合^(注)に、被保険者1名についてご契約時にお選びいただいた保険金額(10万円または20万円のいずれか定額)をお支払いします。

(注)5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。



オプション 人身傷害の生活支援費用補償特約

詳細については29ページの⑦

扶養者が死亡した場合等の生活費用を補償します。

一家の大黒柱(扶養者)が、人身傷害補償保険でお支払いの対象となる人身傷害事故で死亡または重度後遺障害を負った際に、その家族が生計を立て直すまでの当座の費用として、被保険者1名につき300万円(生活支援費用保険金)をお支払いします。

※被保険者は、扶養者に扶養されている扶養者の同居の親族または別居の未婚の子で、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①扶養者の配偶者
- ②扶養者の満22歳以下の未婚の子
- ③上記①および②のほか、身体または精神に障害がある者



自動セット 無保険車傷害特約

詳細については30ページの⑧

無保険車との事故で十分な賠償を受けられない場合等に補償します。

事故の相手方が不明または賠償能力が十分でない無保険車との事故により、記名被保険者やそのご家族等の方が死亡または後遺障害を被った場合に補償します。ただし、無保険車傷害保険金および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額が人身傷害保険金の額を上回る場合等に限ります。



以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要
(車両)

お車の補償

もしも、
愛車が壊れてしまったら…



DAY-GO!くるまの保険は、
愛車が壊れた場合の損害をしっかりカバーします。

事故によりご契約のお車が壊れた場合等に補償します。

基本
補償

車両保険

任意でご契約
いただけます。

詳細については30ページの⑩

事故等によりご契約のお車が損害を受けた場合に補償します。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。

●補償範囲

補償の対象	自動車同士の衝突・接触	盗難	台風・洪水・高潮 火災・爆発・いたずら	自動車以外の物との衝突・接触	あて逃げ ^(注1)	地震・噴火・津波
ご契約タイプ	自動車同士の衝突・接触	盗難	台風・洪水・高潮 火災・爆発・いたずら	自動車以外の物との衝突・接触	あて逃げ ^(注1)	地震・噴火・津波
一般車両	●	●	●	●	●	×
車対車+A	● ^(注2)	● ^(注3)	●	×	×	×

(注1) 事故の相手が確認できない事故をいいます。

(注2) 車対車+Aタイプは「車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)」と「車両危険限定補償特約(A)」がセットされます。

(注3) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合に限ります。

(注4) 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットすることで、補償の対象とすることができます(詳細はP15をご参照ください)。

●お支払いする保険金

お車の状態	お支払いする保険金
全損の場合 (修理することができない場合 または、修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額(お車の時価額)をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合(全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の協定保険価額および免責金額(自己負担額)をお決めいただきます。

① 協定保険価額 ➤ ご契約の自動車の用途・車種・車名・型式、仕様および初度登録年月(自家用軽四輪乗用車および自家用軽四輪貨物車の場合は初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」等に掲載の価格の範囲で、協定保険価額を5万円単位でお決めいただきます。

増額方式	定額方式
事故1回目	事故2回目以降
0万円 - 10万円 5万円 - 10万円 ^(注2)	事故回数にかかわらず 0万円 ^(注1) 5万円 ^(注2)

② 免責金額
(自己負担額) ➤ 車両保険の免責金額(自己負担額)のパターンを下表の中からお選びいただきます。

(注1)1~5等級契約に適用することはできません。
(注2)「車対車事故免責金額ゼロ特約」もご利用しています。免責金額(自己負担額)を「5万円」または「5万円~10万円」に設定したご契約の場合でも、車対車の事故で、かつ、相手自動車が確認できる場合に限り、免責金額(自己負担額)なしで車両保険金をお支払いする特約です。

オプション 車対車事故免責金額ゼロ特約

車同士の事故で相手のお車が確認できる場合は自己負担なしで車両保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額)が「5万円」または「5万円~10万円」に設定されている車両保険契約において、車対車事故で、かつ、相手自動車が確認できる場合に限り、免責金額(自己負担額)なしで車両保険金をお支払いします。ただし、免責金額が「5万円~10万円」に設定されている場合は、ご契約期間中1回目の事故に限ります。

オプション 修理支払限度額設定特約

愛用のお車を長い間乗り続けている方におすすめです。

お車の修理費が協定保険価額を上回った場合でも、あらかじめ設定いただいた修理支払限度額までお支払いします。



詳細については30ページの⑪

[特約をセットする条件]
・車両保険をご契約していること。
・ご契約のお車が初度登録年月(自家用軽四輪乗用車および自家用軽四輪貨物車の場合は初度検査年月)から保険始期年月(保険期間の初日が属する年月)までの経過年数が3年を超えてのこと。

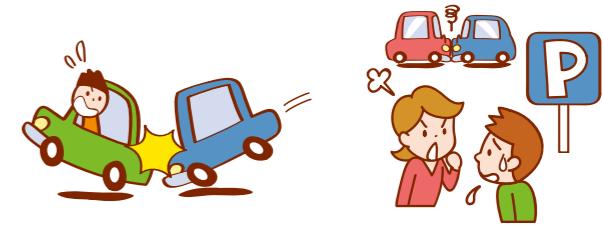
基本
補償

車両保険の無過失事故の取扱いの特則

車両保険に自動セットされます。

- (1)ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合
(2)次のいずれかによる車対車事故で、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことを弊社が認めた場合

- ①追突
②センターラインオーバー
③赤信号無視(赤色点滅は含みません。)
④駐停車中のご契約のお車への接触・衝突



オプション 車両新価保険特約

詳細については30ページの⑫

新車のお車を購入した方におすすめです。

新車で購入したお車が事故(盗難を除きます。)により、新車価額の50%以上の損傷を被った場合等で、お車の買い替え^(注)または修理をする場合、協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします(新価払)。

(注)お車を買い替えの場合には、実際にかかる新車等の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。



[特約をセットする条件]
・車両保険をご契約していること。
・ご契約のお車が初度登録(または初度検査)時の所有者から変更されていないこと。
・保険期間の末日の属する月が、初度登録(または初度検査)から73か月以内であること。

※再取得時諸費用保険金は協定新価保険金額の10%となります(20万円限度)。

※新価払によって保険金のお支払いを受ける場合には、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して180日以内に、復旧しなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ弊社の承認を得て、修理または再取得の期間につきこれを変更することができます。

オプション リサイクル部品使用特約

詳細については31ページの⑬

ご契約のお車の車両事故時に、リサイクル部品を使用して修理することをご契約時にお決めいただくことで車両保険料を5%割引します。

車両事故により、ご契約のお車の修理が必要になった場合に、新品部品の代わりにリサイクル部品^(注)を使用して修理するものとして、その修理費を基に車両保険金をお支払いします。

(注)リサイクル部品とは、使用可能な部品に点検・清掃・美化を施したり、摩耗・劣化した部品を新品に交換し再組立しているものをいいます。

[特約をセットする条件]
・車両保険をご契約していること。
・ご契約のお車が初度登録(または初度検査)時の所有者から変更されていないこと。
・(外国製自動車および特種用途車種を除きます。)
・被保険自動車の保険始期年月が初度登録・検査年月の翌月から起算して60か月目以降であること。

※機能(保安)部品、消耗品・小部品は新品部品を使用します。

※車両保険において、ご契約のお車を修理する場合には原則リサイクル部品を使用します。ただし、事故通知を弊社が受領した日または入庫日のいずれか遅い方の翌日から起算して14日以内にリサイクル部品入手できなければ、新品部品を使用します。



お車の補償(続き)

オプション

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

詳細については31ページの⑯

地震・噴火・津波によりご契約のお車が全損となった場合に一時金をお支払いします。

地震・噴火・津波によってご契約のお車が全損^(注)となった場合に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対して、一時金(50万円を限度とします。)をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。

(注)「全損」について本特約に定める主な条件は次のとおりです。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が生じた場合
 - ・ルーフの著しい損傷
 - ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷
 - ・前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
 - ・流失または埋没し発見されなかった場合
 - 運転者席の座面を超える浸水を被った場合など



【特約をセットする条件】
・車両保険をご契約していること。

ご注意
本特約にかかる保険事故は、次年度以降に適用されるノンフリート等級および事故有効期間に影響しません。

オプション

身の回り品補償特約

詳細については31ページの⑯

お車に収容された生活用動産等の損害を補償します。

ご契約のお車の車内もしくはトランク内に収容された個人所有の生活用動産等に生じた損害について、保険金額を限度にお支払いします。

【特約をセットする条件】

- ・車両保険をご契約していること。



◆事故・故障時代車費用補償特約・身の回り品補償特約の保険金額と契約コードは、下表のとおりです。

契約コード	事故・故障時代車費用補償特約(実損払:上限日額)	身の回り品補償特約(免責金額:5千円)
T13	1万5千円	20万円
S13	1万円	20万円
A13	7千円	20万円
B13	5千円	20万円
D01	補償無し	20万円
T06	1万5千円	補償無し
S06	1万円	
A06	7千円	
B06	5千円	

その他の補償



自動セット

事故・故障時ロードアシスト特約

詳細については31ページの⑯

お車が事故・故障等により自力走行不能となった場合にレッカーケン引費用等を補償します。

ご契約のお車が事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、生じたレッカーケン引費用、応急処置費用、臨時帰宅・移動費用、臨時宿泊費用を補償します。

【ロードサービスのご利用について】

本特約を付帯することにより、ロードサービス(詳細はP19)がご利用可能となります。

ご注意

- 1.各費用の補償またはロードサービスのご利用については、弊社への事前連絡が条件となります。
- 2.各費用の補償については、弊社や弊社の提携業者等が必要かつ妥当と認める費用に限ります。

オプション

事故・故障時代車費用補償特約

詳細については31ページの⑯

事故・故障等によりレッカーケン引等された場合に代車としてレンタカー^(注1)をご提供します(レンタカーの手配を含みます。)。

ご契約のお車が事故・故障時ロードアシスト特約のお支払いの対象となる事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、かつレッカーケン引された場合^(注2)、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合^(注3)に、修理等でご契約のお車が使用できない期間等所定の支払対象期間のレンタカー費用を補償します。

(注1)弊社が指定したレンタカー会社(お客さまが指定し、弊社があらかじめ承認するレンタカー会社を含みます。)から手配した代車に限ります。

(注2)法令上の自力走行不能時にやむを得ない事情により、自力で被保険自動車を修理工場等に入庫し、当社がこれを承認した場合を含みます。

(注3)車両保険がセットされていて、かつ車両保険金のお支払いの対象となる場合に限ります。

【特約をセットする条件】
・事故・故障時ロードアシスト特約がセットされていること。



使用不能となつたお車
レンタカー等(代車)
費用を補償します

自動セット

継続契約の取扱いに関する特約

ご契約の更新契約に契約手続き漏れがあった場合であっても、一定条件を満たすときに限り、保険契約が満了するときと同一の内容で更新契約が締結されたものとして取扱います。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

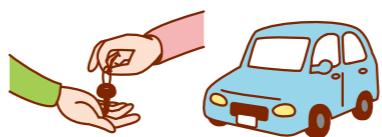
自動セット

他車運転補償特約

詳細については32ページの⑯

臨時に借りたお車の事故も補償します。

記名被保険者やそのご家族が臨時に借りたお車を運転中、または記名被保険者の業務に従事中の使用者が臨時代替自動車(自家用8車種に限ります。)を運転中(駐車中・停車中を除きます。)の対人・対物事故、または人身傷害事故や車両損害について、借用中のお車をご契約のお車とみなして、ご契約の契約内容に従い保険金をお支払いします。



ご注意

- 1.「借用中の車」には、次の車は含まれません。
・記名被保険者、その配偶者またはこれらの同居の親族が所有または常時使用する車
・別居の未婚の子が運転者である場合、その本人が所有または主自家用8車種以外の車
- 2.車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
- 3.本特約により保険金をお支払いした場合、更新契約の等級決定方法における事故件数カウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。
- 4.ご契約のお車の契約条件に「運転者本人・配偶者限定特約」や「家族運転者等年齢条件特約」がセットされている場合は、その契約条件に従い保険金をお支払いします。

オプション

原動機付自転車に関する特約

詳細については32ページの⑯

原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者やそのご家族が原動機付自転車^(注)(借用したもの)を所有・使用・管理中に生じた対人・対物事故、または人身傷害事故等について、ご契約の条件に従い保険金をお支払いします。

(注)総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪自動車(側車付のものを除きます。)および総排気量が50cc以下または定格出力0.6キロワット以下の二輪以上の自動車(側車付のものを含みます。)をいいます。

ご注意
1.車両保険をご契約の場合でも、原動機付自転車に生じた車両損害については、保険金をお支払いしません。
2.下記の「複数のご契約があるお客様へ」をご確認ください。



自動セット

被害者救済費用等補償特約

詳細については32ページの⑯

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。

自動車の欠陥やハッキング等を原因とする事故で被保険者に法律上の損害賠償責任がないときに、被害者を救済するための費用を補償します。

ご注意

- 被保険者が被害者に生じた損害を補償するために負担する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、被害者に生じた損害額から、被害者自身の過失により生じた損害の額や被害者自身の保険で補償された額等を控除した額を限度とします。



オプション

弁護士費用等補償特約

詳細については32ページの⑯

お車の事故で被保険者が被害を被った場合等に弁護士費用等を補償します。

記名被保険者やそのご家族がお車の事故によって身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合の弁護士費用等、法律相談費用について、保険金をお支払いします。なお、弁護士などへの委任や法律相談および弁護士などへの費用のお支払いに際して、事前に弊社の承認を得ることが必要となります。

複数のご契約があるお客様へ

原動機付自転車に関する特約、弁護士費用等補償特約^(注1)、くるマルチパラス(日常生活賠償責任特約、携行品損害特約、ゴルファー特約)のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に保険・特約をセットした場合と同じです。補償内容の差異や保険金額、保険・特約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。^(注2)

(注1)ご家族で複数のご契約にセットいただく場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。
(注2)1契約のみに保険・特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります。ご注意ください。



その他の補償(続き)

自動
セット

保険契約の更新に関する特約(契約更新サポート)

更新手続きもれを防止します。

お客様のご都合等で、万が一ご契約の更新手続きを失念してしまった場合でも、補償が途切れることがないように、ご契約を自動更新する特約です。^(注)
(注) 保険料の払込方法が直接集金またはスマホ決済払のご契約は本特約の対象外となります。

【更新のご案内】

ご契約の満期日の2か月前をめどに、ご契約更新のご案内(重要事項説明書等)をお送りします。ご契約更新のご案内がお手元に到着した後に、ご契約の代理店より具体的なお手続き等についてご連絡します。

あんしん!



自動
セット

旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中のみ運転者の範囲を拡大する特約です。

旧盆期間中において、運転者の範囲および年齢条件にも合致しない親族等がお車を使用できるよう、旧盆期間中(旧暦7月13日~15日の3日間)およびその前後1日の計5日間は、運転者本人・配偶者限定特約および家族運転者等年齢条件特約を適用しない特約です。

[特約をセットする条件]

・運転者本人・配偶者限定特約または家族運転者等年齢条件特約もしくはその両方がセッティングされていること。

ご注意

事故の事実および発生日を特定できる交通事故証明書等の客観的資料の提出があり、弊社がこれを確認できる場合に限り、保険金をお支払いします。

このような場合等に保険金をお支払いします



ケース:息子が本土へ進学したため、運転者範囲を本人・配偶者限定に変更していた。

親の車を運転して事故を起こしてしまった場合



旧盆期間中に息子が帰省した際、運転者本人・配偶者限定特約が適用されていると知らずに親の自動車を運転して、事故を起こしてしまいました。
→旧盆期間中は、契約内容を変更することなく補償することができます。



くるマルチぷらす

日常生活の「もしも」にも
しっかり備えるオプションです。



オプ
ション

日常生活賠償責任特約

日常生活における賠償リスクを包括的に補償します。

国内での日常生活に起因する偶然な事故で、記名被保険者やそのご家族(配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)が他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

買物中に誤って商品を壊した



子供が他人の物を壊した



自転車で通行人にケガを負わせた



詳細については32ページの②

- 自動車事故による損害賠償責任については、対人・対物賠償責任保険で補償し、本特約では補償しません。
- 保険金額は5億円となります。
- お客様に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客様のお申し出により、弊社はお客様に代わって示談交渉をお引き受けします。
- P16の複数のご契約があるお客様へもご確認ください。

オプ
ション

携行品損害特約

一時的に持ち出された身の回り品に損害が生じた場合に補償します。

記名被保険者やそのご家族(配偶者・同居の親族・別居の未婚の子)の住宅から一時的に持ち出された身の回り品に、偶然な事故による損害が生じた場合に補償します。

被保険者は次の3パターンから設定することができます。

①本人型	記名被保険者
②夫婦型	記名被保険者およびその配偶者
③家族型	記名被保険者およびそのご家族

詳細については32ページの②

- 自動車、原動機付自転車、自転車、携帯電話、ノート型パソコン等の携帯式電子機器、コンタクトレンズ、眼鏡、有価証券(小切手は除く)等は保険の対象とはなりません。
- 1個、1組または1対のものについては10万円を限度とし、現金・小切手・乗車船券等については5万円がお支払いの限度額となります。
- 免責金額(自己負担額)は3千円となります。
- 携行品損害特約は単独でセットすることはできません。セットする場合は、必ず他のくるマルチぷらすの特約とセットでご契約ください。
- P16の複数のご契約があるお客様へもご確認ください。

カメラを落としてしまった



ハンドバッグを盗まれた



オプ
ション

ゴルファー特約

ゴルフプレー中のおケガ等を補償します。

国内・国外において、ゴルフ場・練習場でのプレーや練習中にケガをされた場合に補償します。ホールインワンまたはアルバトロス^(注)については、お祝いの費用を保険金額を限度にお支払いします。

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、支払保険金は単純に合算されず、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となりますのでご注意ください。

詳細については32ページの④

- 本特約の被保険者は任意で設定することができます。
- P16の複数のご契約があるお客様へもご確認ください。

(注) 対象となるホールインワンまたはアルバトロスはアマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場でパー35以上の9ホールを正式にラウンドし、他の競技者1名以上と同伴し、かつ、以下のいずれかの要件が必要となります。

- ①次に掲げる者の両方(公式競技においてはいずれか一方)が目撃していること
ア. 同伴競技者
イ. 同伴競技者以外の第三者
- ②記録媒体に記録された映像等の証明資料により、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できること



くるマルチぷらすは補償内容を以下のパック、フリープランから選択できます。お客様のご希望に合ったタイプをお選びください。

生活安心パック(日常生活賠償責任特約+携行品損害特約)

タイプ 名	日常生活 賠償責任特約 (免責金額:なし)	携行品損害特約 (免責金額:3千円)		
		本人型	夫婦型	家族型
M01	5億円	—	—	—
		10万円	—	—
		30万円	—	—
		50万円	—	—
		—	10万円	—
		—	30万円	—
		—	50万円	—
		—	—	10万円
		—	—	30万円
		—	—	50万円
G11	20万円	600万円	—	—
		700万円	—	—
		960万円	—	—
		1,060万円	—	—
		1,245万円	—	—
		2,250万円	—	—
		—	20万円	—
		—	—	30万円
G12	5億円	10万円	—	—
		10万円	—	—
		10万円	—	—
		10万円	—	—
		10万円	—	—
		10万円	—	—
		10万円	—	—
		10万円	—	—
G13	30万円	1,245万円	—	—
		1,060万円	—	—
		2,250万円	—	—
		—	20万円	—
		—	—	30万円
		—	—	50万円
		—	—	—
		—	—	—
G14	5億円	30万円	—	—
		50万円	—	—
		10万円	—	—
		30万円	—	—
		50万円	—	—
		—	10万円	—
		—	—	30万円
		—	—	50万円
G15	5億円	50万円	—	—
		10万円	—	—
		30万円	—	—
		50万円	—	—
		—	10万円	—
		—	—	30万円
		—	—	50万円
		—	—	—
G16	5億円	50万円	—	—
		10万円	—	—
		30万円	—	—
		50万円	—	—
		—	10万円	—
		—	—	30万円
		—	—	50万円
		—	—	—
G17	5億円	20万円	—	—
		—	20万円	—
		—	—	30万円
		—	—	50万円
		—	—	—
		—	—	—
		—	—	—
		—	—	—
G18	5億円	30万円	—	—
		—	30万円	—
		—	—	50万円
		—	—	—
		—	—	—
		—	—	

安心サービス



ロードサービスも充実の サポート！スピードーに『安心』をお届けします。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

自動
セット

ゆいゆいサポートDX（「事故・故障時ロードアシスト特約」+「付帯サービス」）

特徴
1

レッカーけん引・落輪引き上げサービスのご提供

●レッカーかけつけサポート

ご契約のお車が事故・故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、現場に急行し最寄りの修理工場等までのレッカーけん引や落輪引き上げ作業等をご提供します。
運搬・搬送・引取に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき15万円を限度にお支払いします。



※キーの紛失、燃料切れ(電欠を除きます)、法令により禁止されている改造に起因する故障等は補償の対象外です。
※ご利用回数に制限はありません。

特徴
2

現場での30分以内の応急処置・軽作業のご提供

●応急処置かけつけサポート

ご契約のお車が故障やバッテリー上がり、パンク等の車両自体に生じたトラブルにより自力走行不能となった場合に、事故・故障現場において30分程度で対応可能な右記の応急処置・軽作業を現場に出向き行います。応急処置に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき5万円を限度にお支払いします。

※現場にて30分程度で修理ができない故障、スペアタイヤ以外のタイヤ交換、セキュリティ装置付車両の開錠、部品代等は、お客様のご負担となります。
※ご利用回数に制限はありません。

バッテリー上がり		バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。)
カギの閉じ込み		カギの閉じ込み時に、ドアの開錠を行います。ただし、開錠可能な一般シリンダーキーに限ります。
パンク		ご契約のお車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、タイヤがパンクした際のスペアタイヤ交換を行います。

特徴
3

ガス欠時におけるガソリンまたは軽油(最大10ℓ)のご提供

●ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリン(レギュラー、ハイオクに限ります。)または軽油をお届けします。

※保険期間(長期契約の場合は保険年度)中1回までのサービスとして、ガソリン10リットルを無料でお届けします。
※2回目以降のご利用についてはガソリン代が有料となります。
※ガソリン等を燃料としない電気自動車等の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのけん引を行います。



お客様の愛車を24時間・365日サポートします！

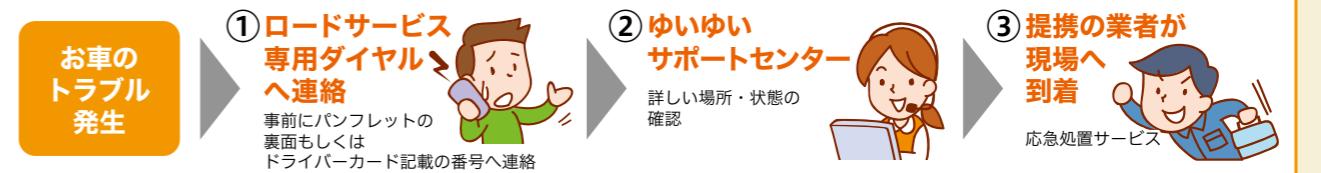
ご注意

- ゆいゆいサポートDXをご利用されても、次年度以降に適用されるノンフリート等級および事故有係数適用期間に影響しません。
- 臨時に借りたお車や原動機付自転車に関する特約で補償する原動機付自転車等、ご契約のお車以外のお車での事故、故障またはトラブルはゆいゆいサポートDXの対象外です。

ゆいゆいサポートDXご利用時の注意事項

- ゆいゆいサポートDXのご提供は、事前にゆいゆいサポートセンター(連絡先:0120-024-090)へ利用申込みのご連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。
- ゆいゆいサポートDXは、弊社の提携会社およびそのパートナー事業者またはJAFを通じてご提供します。
- ゆいゆいサポートDXの利用対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、契約者および記名被保険者となります。
- ゆいゆいサポートDXは、日本国内でのみご利用いただけますが、一部の離島等の地域では、ゆいゆいサポートDXの提供ができない場合があります。
- 各サービスに規定する上限を超える費用や各サービスの提供範囲外の費用はご利用される方のご負担となります。
- ゆいゆいサポートDXを提供する際、ご利用される方の証券番号を確認し、ゆいゆいサポートDXの提供に必要な契約内容情報やご利用される方のご連絡先等を弊社の提携会社、パートナー事業者またはJAFへ提供します。
- 交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートDXの提供ができない場合があります。
- ゆいゆいサポートDXの詳細はご契約のしおりに掲載しています利用規約をご覧ください。

サポートの手順



JAF会員限定
JAF会員のお客さまには「JAFロードサービス+大同火災のゆいゆいサポートDX」で更に充実したロードサービスのご提供

JAF会員の方がJAFをご利用された場合、30分を超える応急処置、軽作業にかかる超過費用(部品代、消耗品代を除きます。)を弊社が負担します。また、ガス欠時ガソリンお届けサポートが1保険年度につき2回ご利用いただけます。

付随費用の補償
お車の自力走行不能に伴う下記費用を、事故・故障時ロードアシスト特約でお支払いします。

●臨時帰宅・移動費用保険金(1事故につき被保険者1名あたり3万円限度)

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、ご自宅等へ移動するための交通費をお支払いいたします。

●臨時宿泊費用保険金(1事故につき被保険者1名あたり1万5千円限度)

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、損害が発生した地から最寄りのホテル等に臨時に宿泊せざるを得なかった場合に負担した1泊分の客室料をお支払いいたします。

※臨時帰宅・移動費用保険金および臨時宿泊費用保険金においては、タクシーやホテル等の利用前に弊社へ事前連絡が必要となります。

被保険者(補償を受けられる方) ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方



STEP1

補償内容の概要

STEP2

安心サービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起つたら

STEP5

ご注意いただきたいこと

以下の順で
説明します

ご契約の条件設定

保険料の仕組みについて

保険料は、ノンフリート等級別料率制度、運転者の範囲および年齢条件の設定方法、初回保険料の払込方法(初回口振方式、コンビニ払)、保険料割引制度(ゴールド免許割引、運転者本人・配偶者限定割引、エコ割引等)、型式別料率クラス制度(対象:自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車)等により決定されます。

① ノンフリート等級別料率制度について

[詳細については22ページへ](#)

- ノンフリート等級別料率制度は、1等級～20等級の区分に応じて割引・割増される制度です。
- 初めてご契約いただく場合には、6等級または7等級を適用し、ご契約中に発生した事故件数や事故内容によって、更新後の新契約の等級および等級係数(割増率)が決定します。
- 7等級(F)から20等級までの割増率には、「無事故の割増率」と「事故有の割増率」の2種類あります。前契約において事故を起こした場合については、更新後のご契約に「事故有の割増率」が適用されます。
- ※ここでは、等級別に適用する割引率・割増率のことをまとめて「割増率」といいます。

② 自動車の使用目的について

[詳細については24ページへ](#)

業務で主に使用するお車、通勤・通学で主に使用するお車、日常・レジャー等で主に使用するお車、の3つの使用目的区分によって保険料が異なります。

③ 運転者の範囲および年齢条件の設定方法について

[詳細については25ページへ](#)

運転される方の範囲や年齢条件によって保険料が異なります。また、記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」でご契約した場合については、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

※保険期間が1年超のご契約の場合、翌保険年度以降の保険料は各保険年度の始期応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料を適用します。

④ 初回保険料の払込方法について

[詳細については26ページへ](#)

初回保険料および初回追加保険料の払込方法について「初回口振始期翌月方式」または「コンビニ払方式」をご選択いただくことで、保険料の割引が適用されます。

型式別料率クラス制度について(対象:自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車)

● 型式別料率クラス制度とは

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは自家用(普通・小型)乗用車で「1～17」の17段階、自家用(軽四輪)乗用車で「1～3」の3段階に区分され、補償の種類(車両、対人賠償、対物賠償、傷害)ごとに決定されます。

● 型式別料率クラスの見直し

直近の事故発生状況を反映し、より適正かつ公平な保険料負担とするために、損害保険料率算出機構が毎年1回、1月1日付で「型式別料率クラスの見直し」を行います。

⑤ 保険料割引制度について

[詳細については27ページへ](#)

適用条件を満たす場合、次の割引が適用されます。

ゴールド免許割引

運転者本人・配偶者限定割引

新車割引

早期更新割引

エコ割引

福祉車両割引

ノンフリート多数割引

AEB割引



① ノンフリート等級別料率制度について

初めてご契約される場合の等級、事故有係数適用期間

初めてのご契約の場合

初めてのご契約の場合、6等級(S)(事故有係数適用期間0年)からスタートとなります。

初めてご契約される場合の割増率

割増	4%
等級	6S



2台目以降のお車について新たにご契約する場合

2台目以降のお車を新たにご契約する場合は、下記の複数所有新規契約の特則を満たすことで7等級(S)(事故有係数適用期間0年)からスタートすることができます。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合の割増率

等級	7S
割引	34%



STEP1
補償内容の概要
安心サービス

STEP2
ご契約の条件設定

STEP3
事故が起つたら

STEP4
ご注意いただきたいこと

複数所有新規契約の特則

既に11等級以上のご契約(他の自動車のご契約)があり、新たにご契約(新契約)が次の①～③の条件をすべて満たす場合、7等級(S)でご契約いただけます。

- ①新契約および他の自動車のご契約のお車が自家用8車種であること。
- ②他の自動車のご契約(弊社以外の契約(共済)を含む)の等級が11等級以上であること。
他の自動車の保険契約が弊社の長期契約である場合、みなし等級^(注)が11等級以上であること。



(注)みなし等級とは下記の方法によって算出された等級をいいます。

$$\text{みなし等級} = \text{他の契約に適用されている等級} + \left\{ \frac{\text{経過年数}^*}{A+B} - (A+B) \right\} - (3 \times A + 1 \times B)$$

A = 他の契約の始期日から新契約の始期日が属する保険年度の前の保険年度末までに発生した3等級ダウン事故件数

B = 他の契約の始期日から新契約の始期日が属する保険年度の前の保険年度末までに発生した1等級ダウン事故件数

*他の契約の始期日から新たにご契約の始期日までの年数(端月数切捨て)

- ③新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ下記のいずれかに該当すること。

新契約の記名被保険者	新契約の車両所有者
<ul style="list-style-type: none"> ・他の自動車のご契約の記名被保険者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自動車のご契約の所有者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

*複数所有新規契約の特則は、「新契約締結時に前契約に該当する契約が存在しないこと」が適用条件の一つです。よって、事故有係数適用期間を継承すべき契約(前契約)がある場合には、本特則は適用できません。

!
新たにご契約される場合は、「複数所有新規契約の特則」の適用条件を満たす他の自動車の有無について必ずご確認ください。



STEP5
ご注意いただきたいこと

ご契約の条件設定(続き)

更新してご契約される場合の等級、事故有係数適用期間

更新してご契約される場合には、前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承します。

- ご契約の保険期間が1年のときは^{(注1)(注2)}、保険期間中に無事故であれば、更新契約の等級が1等級上ります。

また、保険金の支払対象事故が発生した場合は、更新契約の等級が1等級ダウン事故1件について「1つ」、3等級ダウン事故1件について「3つ」下がります。ただし、「ノーカウント事故」は事故件数に数えず、等級は下がりません。

(注1)保険期間が1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を更新する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなることがあります。

(注2)保険期間が1年末満のご契約の場合は、取扱いが異なります。

事故有係数適用期間とは

- 「事故有係数適用期間」とは、ノンフリート等級別割増引率における「事故有の割増引率」を適用すべき期間(新契約の始期日における残り適用年数)をいいます(「6年」を上限、「0年」を下限とします)。
- 事故有係数適用期間が1~6年のときは「事故有の割増引率」を適用し、事故有係数適用期間が0年のときは「無事故の割増引率」を適用します。
- 事故の有無にかかわらず保険期間が1年経過するごとに翌年の契約では「1年」を引いたうえで、3等級ダウン事故1件について「3年」を加え、1等級ダウン事故1件について「1年」を加えます。

【ノンフリート等級別割増引率】

等級	割増		割引																		
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	無事故の場合	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有の場合							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

※一部の補償については、割増引率が適用されません。

※上記は2022年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

(例1)18等級で3等級ダウン事故が1件あった場合の割増引率と適用期間

- △3等級ダウン事故(1件)があった翌年の契約には事故有係数適用期間「3」を加えます。
- △1年間経過するごとに翌年の契約では事故有係数適用期間「1」を減じます。



※ここでは、等級別に適用する割引率・割増率のことをまとめて「割増引率」といいます。

※上記の具体的例の割増引率は(1年目)について平成27年10月1日以降始期契約を前提として記載しています。

更新契約の手続き時に おいて (現在、18等級で 3等級ダウン事故 が1件の場合)



事故の種類とその内容について

(A) ノーカウント事故

- 1回の事故で支払う保険金が次のいずれかに該当する事故のみである場合、またはこれらに該当する組み合わせの場合は、事故件数に数えません。
- 対人賠償責任保険の臨時費用保険金事故
 - 弁護士費用等補償特約事故
 - 事故・故障時代車費用補償特約事故
 - 事故・故障時ロードアシスト特約事故
 - 人身傷害補償保険事故
 - 無保険車傷害特約事故
 - 原動機付自転車に関する特約事故
 - 被害者救済費用等補償特約事故
 - 傷害一時金保険事故
 - 人身傷害の生活支援費用補償特約事故
 - 人身傷害の入院時等サポート費用補償特約事故
 - くるマルチプラスに係る事故
 - 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約事故

1等級アップ 事故有係数適用期間 加算なし

(B) 1等級ダウン事故

- 車両保険事故のみ、または車両保険事故とノーカウント事故との組み合わせによる事故で、下記の原因によるものについては、更新契約の等級が事故1件につき1つ下がります。
- 火災または爆発^(注1)/盗難/騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為/台風、竜巻、洪水、高潮/落書きまたは窓ガラス破損^(注1)/いたずら^(注2)/飛来中または落下中の他物との衝突/その他偶然な事故^(注1)

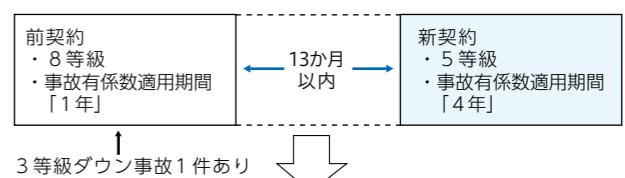
1等級ダウン 事故有係数適用期間 1年加算

○上記(A)、(B)以外の事故

更新契約についてご注意いただきたいこと

●等級および事故有係数適用期間の継承について

ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に更新契約がない場合、またはご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。ただし、ご契約の等級(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の種類によって等級ダウンとなった等級とします。)が1~5等級または6等級(F)の場合、および事故有係数適用期間が1~6年の場合は、ご契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とする更新契約に同一の等級、事故有係数適用期間が適用されます。



5等級、事故有係数適用期間「4年」を適用します。

※事故有係数は7等級(F)以上となった場合に適用されます。

●前契約が他社の場合の引き受け方法について

前契約が他の保険会社である場合についても、弊社で更新される場合と同様の方法で、等級および事故有係数適用期間を決定します。ただし、一部の保険会社、共済等については取扱いが異なります。前契約で事故有係数適用期間を適用していないときは、新契約の事故有係数適用期間は「0年」を適用します。ただし、新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた前々契約(前々契約以前の前契約を含みます。)があり、その契約に事故有係数適用期間の適用があった場合には、その契約以降の契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとみなして、新契約の事故有係数適用期間を決定します。



13等級は継承できません。
事故有係数適用期間は「1年」減少しません。

●1等級~5等級、6等級(F)および事故有係数適用期間の継承について

新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の等級が1等級~5等級、6等級(F)になるときは、その等級を継承します。また、新契約の事故有係数適用期間が1年~6年になるときは、その事故有係数適用期間を継承します。

前契約が短期契約であっても(他の保険会社でのご契約を保険期間の中途中で解約する等)、所定の条件を満たす場合に、前契約と前々契約を通算としたものを前契約(保険期間1年)とすることにより、翌年度ご契約等級を1つ進行させ、また事故有係数適用期間を1年減少させることができます。

●中断特則

中断証明書を使用して新たにご契約を締結される場合は、中断されたご契約を前契約とみなして、等級および事故有係数適用期間を決定し、それに応じたノンフリート等級別割増引率を適用します。

②自動車の使用目的について

ご契約の自動車は年間を通じて月に15日以上^(注)業務に使用しますか?

はい
いいえ

(注)短期契約の場合は保険日数の過半数を使用する場合を指します。

ご契約の自動車は年間を通じて月に15日以上^(注)通勤・通学に使用しますか?

はい
いいえ

ご契約の自動車は年間を通じて月に15日以上^(注)通勤・通学に使用しますか?

はい
いいえ

業務使用
通勤・通学使用
日常・レジャー使用

ご契約の条件設定(続き)

③ 運転者の範囲および年齢条件の設定方法について

運転される方の範囲や年齢条件、記名被保険者の年齢等によって保険料が異なります。下記のステップに従い、どの条件に該当するかご確認ください。なお、「DAY-GO! クるまの保険」では、常時ご契約のお車を運転していない友人・知人・帰省中のお子さまなどの同居の親族以外の方が運転されている間の事故につきましては、年齢条件は適用されません(年齢にかかわらず、補償の対象とします)。ただし、「運転者本人・配偶者限定特約」を設定された場合には、保険料が割引されますが、年齢条件にかかわらず「限定された方」以外の方がご契約のお車を運転中の事故は原則として補償されません。

STEP-1



ご契約のお車を運転される方をすべて☑してください。

*運転される方の範囲に応じて「運転者本人・配偶者限定特約」を設定することが可能です。

運転される方の範囲	A	B	C	D	E
	Check: <input type="checkbox"/>				
記名被保険者またはその配偶者	Aと同居の親族	Aの別居の未婚の子	友人・知人など	AおよびBが営む事業に従事中の従業員※家事を除く	
運転者限定	なし	○	○	○	○
本人(記名被保険者)・配偶者に限定(6%割引)	○	✗	✗	✗	✗

○…補償対象になります。✗…補償対象になりません。

STEP-2

運転される方の年齢に合わせて「年齢条件」をお決めいただきます。

「年齢条件」はSTEP 1の「A.記名被保険者または配偶者」、「B.Aと同居の親族」、「E.AおよびBが営む事業に従事中の従業員」の運転される方の中で、最も若い方の年齢に合わせて下記表からご選択ください。

運転者の年齢条件	20歳以下	21歳~25歳	26歳~34歳	35歳以上
全年齢補償	○	○	○	○
21歳以上補償	✗	○	○	○
26歳以上補償	✗	✗	○	○
35歳以上補償	✗	✗	✗	○

運転者の年齢条件が適用される方

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④上記①~③の方が営む事業に従事中の従業員の方
- *「別居の未婚の子」や「友人・知人」等常時ご契約のお車を運転しない方は年齢にかかわらず、補償の対象となります。

○…補償対象になります。✗…補償対象なりません。

STEP 2で年齢条件が「26歳以上補償」および「35歳以上補償」をご選択した方は、ご契約のお車を主に使用する方(記名被保険者の年齢^{(注1)(注2)}に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
26歳以上補償	29歳以下
	30歳~39歳
	40歳~49歳
	50歳~59歳
	60歳~69歳
	70歳以上

年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
35歳以上補償	29歳以下 ^(注3)
	30歳~39歳 ^(注4)
	40歳~49歳
	50歳~59歳
	60歳~69歳
	70歳以上

(注1)記名被保険者の年齢条件区分については、保険料算出の区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

(注2)記名被保険者の生年月日および年齢は必ず告知していただく必要があります。なお、1年契約および短期契約の場合については、保険始期日時点での記名被保険者の年齢で判断します。また、保険期間の中途中で記名被保険者を変更する場合についても、始期日(長期契約の場合は始期応当日)における記名被保険者の年齢で判断します。

(注3)記名被保険者が29歳以下の個人事業主で実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分に該当します。

(注4)記名被保険者が30歳以上34歳以下の個人事業主で実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分に該当します。

④ 保険料の払込方法について

*商品改定により、払込方法が変更となる場合がございます。その場合、別途「自動車保険改定のご案内(チラシ)」等にてお知らせ致します。

保険料の払込方法は下表のとおりです。

払込方法	概要	一括払	分割払
口座振替	ご指定の口座から自動引き落として保険料を払い込んでいただく方法です。	○ <small>(注1) (5%割増)</small>	○ <small>(5%割増)</small>
スマホ決済払 ^(注2)	お客様ご自身のスマートフォン等によりコードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、保険料をお支払いいただく方法です。	○	✗
直接集金	保険料を弊社に直接お支払いいただく方法です。	○ <small>(注1) (10%割増)</small>	○ <small>(10%割増)</small>
コンビニ払 ^(注3)	弊社より郵送する「払取扱票」を使って、コンビニエンスストアで保険料を払い込んでいただく方法です。	○	✗
団体・集団扱 ^(注4)	お勤め先やご所属の団体等を通じて保険料を払い込んでいただく方法です。	○ <small>(注1)</small>	○ <small>(5%割引)</small>

(注1)所定の条件を満たす場合は割増とならない場合があります。

(注2)スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客様へ現金またはお客様口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。

(注3)コンビニ払は一括払でかつ総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。

(注4)ご加入には所定の条件があります。

ご契約内容によりご希望される払込方法をご選択いただけない場合がございますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

オプション 初回保険料のキャッシュレス制度について(初回保険料の払込方法等に関する特約)

●保険料を1%割引します(初回キャッシュレス割引)。

初回保険料のお支払方法にキャッシュレスをご選択いただきますと、保険料を1%割引します。ただし、くるマルチプラス、原動機付自転車に関する特約、弁護士費用等補償特約、事故・故障時ロードアシスト特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の特約保険料は除きます。

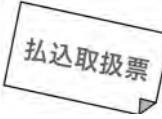
初回口振始期翌月方式

ご契約時に「自動車保険申込書」と「口座振替依頼書」にてお手続きいただき、弊社へご提出いただくことで、後日^(注1)ご指定の口座^(注2)から自動引き落として保険料を払い込んでいただく方式です。



コンビニ払方式

ご契約時に「コンビニ払」をご選択いただくことで、後日弊社より郵送する「払取扱票」^(注1)記載のお支払期限^(注2)までに、弊社指定のコンビニエンスストア^(注3)にて保険料を払い込んでいただく方式です。



(注1)保険証券と別でお届けします。

(注2)保険始期月の翌月の末日となります。

(注3)「払取扱票」記載の弊社指定のコンビニエンスストアにてお支払いください。

ご契約にあたってのご注意

- 1年未満の短期契約および1年超の長期契約(一括払)は対象になりません。
- ご契約内容変更時の追加保険料も口座振替となります。
- ご契約時の保険料を引き落とす前にご契約条件の変更等により弊社が保険料を返還する場合は、引き落としの確認後とさせていただきます。
- お支払い期限までに保険料をお支払いいただけないと、保険金のお支払いができない場合があります。

ご契約にあたってのご注意

- 1年未満の短期契約および1年超の長期契約(一括払)は対象になりません。
- 一括払契約のうち、保険料が30万円以下の契約が対象となります(分割払契約は対象外となります)。
- ご契約内容変更時の追加保険料もコンビニ払となります。
- お支払い期限までに保険料をお支払いいただけないと、保険金のお支払いができない場合があります。

スマホ決済サービスについて

お客様が保険料をお支払いされる際に、お客様ご自身のスマートフォン等によりコードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、お支払いいただく方法です。

ご利用可能な決済サービス	クレジットカード	その他決済サービス

ご契約にあたってのご注意

- 一括払契約のうち、ご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります(分割払契約は対象外となります)。
- ご利用いただける決済サービスは、追加・変更する可能性があります。
- 各決済サービスのご利用限度額等のご利用条件については、お客様がご契約されている決済サービス運営会社が定める会員規約やサービス利用規約等に従います。
- 保険料の返還が生じた際には、弊社からお客様へ現金またはお客様口座への送金によって返還いたします。なお、決済サービスのポイント等による返還はできません。
- 弊社で領収証は発行せず、ご選択された決済サービスのご利用明細・決済履歴等でご確認いただけます。領収証をご希望される場合は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



初回口振始期翌月方式、コンビニ払方式またはスマホ決済サービスについては、取扱代理店によってはご利用できないことがあります。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約の条件設定(続き)

⑤ 保険料割引制度について

うれしい割引!お車の性能、お使いになる条件によって保険料が割引になります。

ディスカウント ゴールド免許割引

保険始期日時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドである場合、保険料を12%割引します。
[割引の適用条件]
記名被保険者の運転免許証が、保険始期日時点においてゴールドであること。
※運転免許証の現物をご確認ください。

ディスカウント 新車割引

ご契約のお車が新車の場合、
補償種目ごとに下表のとおり割引します。

[対象車種] 自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車 [割引の適用条件] ご契約のお車が初度登録年月(または初度検査年月)から49か月以内のお車であること。

区分	割引率					
	25か月以内 6等級新規 7等級新規 左記以外	25か月超49か月以内 6等級新規 7等級新規 左記以外				
自家用普通乗用車	対人賠償責任保険 36%	18%	17%	21%	18%	7%
	対物賠償責任保険 28%	16%	8%	21%	16%	7%
	人身傷害補償保険 44%	30%	26%	33%	21%	17%
	傷害一時金保険 44%	30%	26%	33%	21%	17%
	車両保険 33%	17%	4%	30%	13%	1%
自家用軽四輪	対人賠償責任保険 38%	23%	18%	35%	19%	14%
	対物賠償責任保険 31%	20%	13%	19%	19%	6%
	人身傷害補償保険 34%	18%	16%	34%	18%	16%
	傷害一時金保険 34%	18%	16%	34%	18%	16%
	車両保険 33%	12%	4%	29%	12%	1%

ディスカウント A E B 割引

衝突被害軽減ブレーキ(AEB)を装着する自動車について9%割引します。

[割引の適用条件]

対象自動車(用途・車種)	適用条件
自家用普通乗用車	AEBを装着している自動車のうち、保険始期が型式の発売後約3年以内である自動車
自家用小型乗用車	
自家用軽四輪乗用車	

ディスカウント 早期更新割引

ご契約の満期日から1か月以上前にご契約の更新が行われた場合に保険料を1%割引します。

ご契約の満期日から1か月以上前に更新されたご契約者さまを対象とします(1月1日が満期日の場合12月1日までの更新契約が対象となります。)

[割引の適用条件]

ご契約の満期日の応当日から1か月以前にご契約の更新を行うこと。

ディスカウント 福祉車両割引

ご契約のお車が福祉車両の場合に保険料を3%割引します。

[割引の適用条件]

ご契約のお車が消費税法に基づき、主務大臣が指定する告示「身体障害者物品およびその修理」に規定された消費税が非課税となる自動車であること。
※福祉車両割引とエコ割引を重ねて適用することはできません。エコ割引の適用条件を満たす場合でも、福祉車両割引を適用します。

もし事故が起きたら

事故にあわれた場合は落ち着いて以下の対応をしてください。



事故発生!!

[ケガ人を救護]

救急119番

落ちていて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこ?…現場の住所は
- どんな事故?…車との事故か、人との事故か、単独事故か
- ケガ人の状況は?…意識がある・ない、出血等の状況

以上の事柄を伝えたら、指示に従って下さい。

[警察へ連絡する]

警察110番

落ちていて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこ?…現場の住所は
- どんな事故?…車との事故か、人との事故か、単独事故か
- ケガ人の状況は?…意識がある・ない、出血等の状況

以上の事柄を伝えたら、指示に従って下さい。

警察署への事故届けを忘れずに!

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書(人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書)を提出していただく必要があります。なお、この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届け出がないと発行されませんので、事故が起った場合には必ず警察署への届け出を行ってください。

※弊社にてお客様に代わって交通事故証明書の取扱を行っていることがあります。

※人身事故の場合には、警察署への届け出にあたり、人身事故であることを正しく届け出いただこうとお願いします。

[その場では示談はしない]

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

[大同火災へ連絡する]

事故が発生した場合には、事故状況について直ちにご契約の代理店または弊社(下記の番号)までご連絡ください。

※補償を受けられる方に責任がないと思われる「もらい事故」の場合もご連絡ください。

事故受付センター …24時間・365日受付

(事故受付センター)
0120-091-161(通話料無料) フリーダイヤル

ご連絡いただく事故の状況

- いつ?…事故発生の年月日、時刻
- どこ?…事故発生の場所(番地、道路名、目標物等)
- だれが?…なにを…相手方の氏名、連絡先、住所、その住所および氏名等
- どうして?…事故の原因・形態(スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等)
- どうなった?…届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名(電話番号)、自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先(ディーラー名、整備工場名、電話番号)、損害賠償請求を受けた場合はその内容

[事故車をディーラー・整備工場へ]

修理に着工される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着工された場合、または部品(バンパー等)の損傷が修復可能であるにも関わらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります(樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。)。

補償内容の詳細

「DAY-GO!くるまの保険」の補償内容を「保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)」「保険金をお支払いしない主な場合」でまとめました。なお、お支払いする保険金に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

次の場合には、**補償項目を問わず原則として保険金をお支払いしません。**

①補償を受けられる方の故意による損害 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ・損害 ③戦争・外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質によるケガ・損害

1 事故により相手の方を死傷させた場合の賠償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
① 対人賠償責任保険	<p>ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被患者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償責任保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。また、実際に負担した次の費用および判断による遅延損害金を併せてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、示談交渉費用、争訟費用 <p>上記保険金とは別に次の保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対人臨時費用保険 被害者が死亡された場合は被患者1名につき10万円をお支払いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、記名被患者またはこれらの者の法定代理人、被患者の故意によって生じた損害 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 ●次のいずれかの方が死傷された場合の損害 <ul style="list-style-type: none"> ①記名被患者 ②ご契約のお車を運転の方、その父母・配偶者または子 ③被患者の父母・配偶者または子 ④被患者の業務(家事は除きます。以下同様とします。)に従事中の使用者 ⑤被患者の使用者の業務に従事中の他の使用者。ただし、被患者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。 等

2 事故により他人の物を壊した場合の賠償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
② 対物賠償責任保険	<p>ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償責任保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。また、実際に負担した次の費用および判断による遅延損害金を併せてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、落下物取り付け費用、原因者負担金、示談交渉費用、争訟費用 <p>※次の①～③に該当する対物事故でかつ、保険金額が3億円を超える場合は、お支払いする保険金は3億円を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約のお車に積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故 ②ご契約のお車がけん引自動車をけん引中に発生した、けん引自動車に積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故 ③航空機の損壊 	<p><対物賠償責任保険、対物全損時修理差額費用補償特約共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、記名被患者またはこれらの者の法定代理人、被患者の故意によって生じた損害 ●台風、洪水、または高潮によって生じた損害 ●次のいずれかの方が所有・使用または管理する財物の損壊 <ul style="list-style-type: none"> ①記名被患者 ②ご契約のお車を運転の方、その父母・配偶者または子 ③被患者、その父母・配偶者または子
③ 対物全損時修理差額費用補償特約	対物賠償責任保険金をお支払いする事故による相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、差額×過失割合 ^(注1) を対物全損時修理差額費用保険金としてお支払いします(50万円限度)。ただし、相手自動車が事故日の翌日から6ヶ月以内に修理された場合に限ります。	

3 事故によりご自身・ご家族・搭乗中の方等が死傷された場合の賠償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
④ 人身傷害補償保険	<p>ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等について、被患者1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害補償保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用も併せてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害防止費用、権利保全行使費用 	<p><人身傷害補償保険、人身傷害の被保険自動車外事故補償特約、傷害一時金保険共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●被患者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害・傷害 ●極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害・傷害 ●被患者が、酒気帯び運転や無免許運転の場合、その他麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車を運転している場合に、その本人について生じた損害・傷害 ●被患者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害・傷害 ●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害の場合、その方の受け取るべき額 ●被患者の脳疾患、疾病または心神喪失^(注2)によって生じた傷害 <p>(注1)他のお車が、記名被患者やそのご家族が所有または常時使用するお車でないこと等、一定の条件があります。 (注2)本特約で補償を受けられる方は、記名被患者やそのご家族に限ります。</p>
⑤ 人身傷害の被保険自動車外事故補償特約	人身傷害補償保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけではなく「他のお車に搭乗中の事故」や「お車に搭乗していないときの自動車事故」に拡大する特約です。 (注1)他のお車が、記名被患者やそのご家族が所有または常時使用するお車でないこと等、一定の条件があります。 (注2)本特約で補償を受けられる方は、記名被患者やそのご家族に限ります。	
⑥ 傷害一時金保険	人身傷害補償保険の支払いの対象となる場合で、治療日数の合計が5日以上となったときに、保険金(10万円または20万円いずれか定額)をお支払いします(5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。)	
⑦ 人身傷害の生活支援費用補償特約	扶養者が人身傷害補償保険の保険金支払対象となる事故で死亡または介護を要する後遺障害(第1級、第2級)を負った場合、または後遺障害(第1級、第2級、第3級)(神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの、腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの)を負った場合に、被患者1名につき300万円をお支払いします。	<人身傷害補償保険、人身傷害の被保険自動車外事故補償特約、傷害一時金保険共通>で保険金をお支払いしない主な場合に準します。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
⑧ 無保障車傷害特約	<p>賠償能力が十分でない無保障車との事故により、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、相手の方が負担すべき損害賠償額について、被患者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保障車傷害保険金をお支払いします。ただし、人身傷害補償保険が支払われない場合または、無保障車傷害保険金および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額が人身傷害保険金の額を上回る場合等に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実際に負担した次の費用を併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用 	<ul style="list-style-type: none"> ●被患者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害・傷害 ●極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害・傷害・等

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合											
⑨ 人身傷害の入院時等サポート費用補償特約	<p>入院時に発生する「差額ベッド費用」等の治療費とは別で発生する諸費用を補償します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族駆けつけ費用(家族1名につき免責金額1万円)</td> <td>20万円/1事故1名分※2名限度</td> </tr> <tr> <td>転院移送費用</td> <td>100万円/1事故1回</td> </tr> <tr> <td>差額ベッド費用</td> <td>25,000円/1日</td> </tr> <tr> <td>ヘルパー雇用費用・施設預け入れ費用</td> <td>ホームヘルパー雇用費用 介護ヘルパー雇用費用 バビシッター雇用・保育施設預け入れ費用 バットシッター雇用・バット専用施設預け入れ費用</td> <td>25,000円/1日 25,000円/1日 25,000円/1日 25,000円/1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の合計で200万円を限度とします。</p>	費用	限度額	家族駆けつけ費用(家族1名につき免責金額1万円)	20万円/1事故1名分※2名限度	転院移送費用	100万円/1事故1回	差額ベッド費用	25,000円/1日	ヘルパー雇用費用・施設預け入れ費用	ホームヘルパー雇用費用 介護ヘルパー雇用費用 バビシッター雇用・保育施設預け入れ費用 バットシッター雇用・バット専用施設預け入れ費用	25,000円/1日 25,000円/1日 25,000円/1日 25,000円/1日	<人身傷害補償保険、人身傷害の被保険自動車外事故補償特約、傷害一時金保険共通>で保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
費用	限度額												
家族駆けつけ費用(家族1名につき免責金額1万円)	20万円/1事故1名分※2名限度												
転院移送費用	100万円/1事故1回												
差額ベッド費用	25,000円/1日												
ヘルパー雇用費用・施設預け入れ費用	ホームヘルパー雇用費用 介護ヘルパー雇用費用 バビシッター雇用・保育施設預け入れ費用 バットシッター雇用・バット専用施設預け入れ費用	25,000円/1日 25,000円/1日 25,000円/1日 25,000円/1日											

4 事故によりお車が壊れた場合の補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合						
⑩ 車両保険	<p>衝突、接触等の偶然な事故によってご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額^(注3)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用を併せてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●損害防止費用、権利保全行使費用、車両運搬費用、盗難引取費用、共同海損分担費用。これらのうち車両運搬費用、盗難引取費用については10万円または保険金額の10%のいずれか高い方の金額を限度とします。 <p>(注)全損の場合は免責金額(自己負担額)を差し引かずにお支払いします。</p> <p>また、ご契約のお車が偶然な事故により全損となつた場合や、盗難に遭い、ご契約のお車が発見されなかつた場合には、車両保険の保険金が支払われるときに、臨時費用として保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。</p>	<車両保険、修理支払限度額設定特約、車両新価保険特約共通>						
⑪ 修理支払限度額設定特約	<p>ご契約のお車が偶然の事故によって損害を被つた場合に、1回の事故につき次のとおり保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お車の状態</th> <th>お支払いする保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修理することができない場合</td> <td>協定保険金額 + 保険金額の10% (20万円限度)</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>損害額(修理費等) - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) ※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から算して6ヶ月以内にご契約のお車の損害を修理しなかつたときは、弊社は、この特約を適用しません。</p>	お車の状態	お支払いする保険金	修理することができない場合	協定保険金額 + 保険金額の10% (20万円限度)	上記以外の場合	損害額(修理費等) - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) ※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金を受け取るべき方が酒気帯び運転や無免許運転の場合、その他麻薬等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ●故障損害 ●タイヤのみの損害
お車の状態	お支払いする保険金							
修理することができない場合	協定保険金額 + 保険金額の10% (20万円限度)							
上記以外の場合	損害額(修理費等) - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) ※あらかじめ定めた「修理支払限度額」を限度とします。							

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合									
⑫ 車両新価保険特約	ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が損害を被つた場合、お車の状態や条件により、次のとおり保険金をお支払いします。ただし、協定新価保険金額 ^(注4) 限度とします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ご契約のお車の状態</th> <th>保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で180日以内に代替自動車の再取得^(注5)を行つたとき。</td> <td rowspan="3">協定新価保険金額^(注3)</td> </tr> <tr> <td>②修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行つたとき。</td> </tr> <tr> <td>③修理費が協定保険金額以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行つたとき。</td> </tr> <tr> <td>④ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で180日以内に代替自動車の再取得を行わなかつたとき。</td> <td rowspan="2">協定保険金額</td> </tr> <tr> <td>⑤修理費が協定保険金額以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行わなかつたとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥上記①から⑤以外の場合</p> <p>損傷額(修理費等)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額。ただし、協定保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)協定新価保険金額とは、保険契約時におけるご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額をもとに設定した保険証券記載の金額で、弊社がお支払いする限度額のことです。被患者者がご契約のお車の代替として使用する自動車を再取得したことにより弊社が保険金を支払う場合は、協定新価保険金額の10%に相当する額を再取得諸費用保険金として被患者にお支払いします。ただし、20万円を限度とします。</p> <p>(注2)代替自動車の再取得を行つた場合は、実際にかかる新車等の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、弊社が支払う保険金の額は実際に必要な再取得費用を超えないものとします。</p> <p>(注3)ご契約のお車の状態が①～⑤の場合には、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から数えて180日以内に復旧しなければなりません。</p>	ご契約のお車の状態	保険金の額	①ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で180日以内に代替自動車の再取得 ^(注5) を行つたとき。	協定新価保険金額 ^(注3)	②修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行つたとき。	③修理費が協定保険金額以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行つたとき。	④ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で180日以内に代替自動車の再取得を行わなかつたとき。	協定保険金額	⑤修理費が協定保険金額以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行わなかつたとき。
ご契約のお車の状態	保険金の額										
①ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で180日以内に代替自動車の再取得 ^(注5) を行つたとき。	協定新価保険金額 ^(注3)										
②修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行つたとき。											
③修理費が協定保険金額以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行つたとき。											
④ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で180日以内に代替自動車の再取得を行わなかつたとき。	協定保険金額										
⑤修理費が協定保険金額以上となる場合で180日以内に修理または代替自動車の再取得を行わなかつたとき。											

以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要

補償内容の詳細(続き)

4 事故によりお車が壊れた場合の補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合				
⑬ リサイクル部品使用特約	ご契約のお車の修理にあたって、部分品の交換が必要となった場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。	<車両保険、修理支払限度額設定特約、車両新価保険特約共通>で保険金をお支払いしない主な場合に準じます。				
⑭ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震・噴火・津波によってご契約のお車が全損(所定の損害が生じた場合や流失または埋没し発見されなかった場合、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等)となった場合に、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として50万円をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。	●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 等				
⑮ 身の回り品補償特約	ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された個人が所有する日常生活用品等に損害が生じた場合に、1回の事故につき次の保険金をお支払いします(保険金額限度)。 <table border="1"><tr><td>全損の場合</td><td>保険金額</td></tr><tr><td>分損の場合</td><td>損害額 - 5千円(免責金額) - 回収金がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、その超過額</td></tr></table> また、実際に負担した次の費用を併せてお支払いします。 ●損害防止軽減費用、権利保全行使費用、盗難取引費用、共同海損分担費用	全損の場合	保険金額	分損の場合	損害額 - 5千円(免責金額) - 回収金がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、その超過額	●身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗による損害がある場合 ●お車にあらかじめ装備されているカー用品等に関する損害がある場合 等
全損の場合	保険金額					
分損の場合	損害額 - 5千円(免責金額) - 回収金がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、その超過額					

5 その他の補償等

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合												
⑯ 事故・故障時ロードアシスト特約	ご契約のお車が事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、生じた運搬・搬送・引取費用(レッカーケン引費用)、応急処置費用、臨時帰宅・移動費用、臨時宿泊費用を補償します。 (注1)(注2)(注3) ○運搬・搬送・引取費用(1回のご利用につき15万円を限度とします。) ○応急処置費用(1回のご利用につき5万円を限度とします。) ○臨時帰宅・移動費用(1回のご利用につき被保険者1名あたり3万円限度とします。) ○臨時宿泊費用(1回のご利用につき被保険者1人あたり1万5千円を限度とします。) (注1)各費用の補償については、弊社への事前連絡が条件となります。 (注2)各費用の補償については、弊社や弊社の提携業者等が必要かつ妥当と認める費用に限ります。 (注3)各費用の補償の詳細については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●キーの紛失、ご契約のお車の燃料切れ、法令により禁止されている改造等によって生じた損害												
⑰ 事故・故障時代車費用補償特約	ご契約のお車が、事故・故障時ロードアシスト特約のお支払いの対象となる事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、かつレッカーケン引された場合 ^(注1) 、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合 ^(注2) に、修理等でご契約のお車が使用できない期間等所定の支払対象期間のレンタカー費用 ^(注3) を補償します。 支払対象期間 <table border="1"><thead><tr><th>ご契約のお車の状態</th><th>事故日または警察届出日から次のいずれか早い日までの期間の代車費用をお支払いします。</th></tr></thead><tbody><tr><td>事故によりご契約のお車が損害を被つた場合</td><td>修理できないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●代替自動車を新たに取得した日</td></tr><tr><td></td><td>修理しなかったとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●代替自動車を新たに取得した日 ●代車を借り入れた日に修理に着工して手元に戻ったであろう日^(注4)</td></tr><tr><td>修理したとき。</td><td>●事故日^(注5)から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日^(注6)</td></tr><tr><td>ご契約のお車が盗難された場合</td><td>発見され全損だったとき。 ●警察届出日から30日後の日 ●車両保険金を支払った日</td></tr><tr><td></td><td>発見され修理したとき。 ●警察届出日から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日^(注6)</td></tr></tbody></table> (注1)法令上の自力走行不能時にやむを得ない事情により、自力で被保険自動車を修理工場等に入庫し、当社がこれを承認した場合を含みます。 (注2)車両保険金のお支払いの対象となる場合に限ります。 (注3)弊社が指定したレンタカー会社(お客様が指定し、弊社があらかじめ承認するレンタカー会社を含みます)から手配した代車に限ります。また、1日につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。 (注4)代替自動車を最初に借り入れた日に修理に着工してご契約お車の損害に対して修理を行った場合にご契約のお車が保険契約者または被保険者の手元に戻ったであろう日までとします。 (注5)事故日の翌日以降に修理工場に入庫した場合で、その旨を弊社に通知し、弊社が承認したときは、修理工場に入庫した日を事故日とみなします。 (注6)保険の対象となる方または車検証の使用者欄に記載された者の責めに帰すべき事由により納車が遅れたときは、その遅滞がなければ手元に戻ったであろう日をいいます。	ご契約のお車の状態	事故日または警察届出日から次のいずれか早い日までの期間の代車費用をお支払いします。	事故によりご契約のお車が損害を被つた場合	修理できないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●代替自動車を新たに取得した日		修理しなかったとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●代替自動車を新たに取得した日 ●代車を借り入れた日に修理に着工して手元に戻ったであろう日 ^(注4)	修理したとき。	●事故日 ^(注5) から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^(注6)	ご契約のお車が盗難された場合	発見され全損だったとき。 ●警察届出日から30日後の日 ●車両保険金を支払った日		発見され修理したとき。 ●警察届出日から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^(注6)	<車両保険>で保険金をお支払いしない主な場合に準じます。 ●事故・故障時ロードアシスト特約により保険金が支払われない場合 ※左記(注2)の場合を除く ●お車が自力で走行できる場合で、被保険者が損害を修理しなかった場合
ご契約のお車の状態	事故日または警察届出日から次のいずれか早い日までの期間の代車費用をお支払いします。													
事故によりご契約のお車が損害を被つた場合	修理できないとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●車両保険金を支払った日 ●代替自動車を新たに取得した日													
	修理しなかったとき。 ●事故日を起算日として30日後の日 ●代替自動車を新たに取得した日 ●代車を借り入れた日に修理に着工して手元に戻ったであろう日 ^(注4)													
修理したとき。	●事故日 ^(注5) から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^(注6)													
ご契約のお車が盗難された場合	発見され全損だったとき。 ●警察届出日から30日後の日 ●車両保険金を支払った日													
	発見され修理したとき。 ●警察届出日から30日後の日 ●ご契約のお車が手元に戻った日 ^(注6)													

補償項目	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金)	保険金をお支払いしない主な場合
⑯ 他車運転補償特約	記名被保険者やそのご家族または記名被保険者の業務に従事中の使用者が運転中の他のお車(自家用8車種に限ります。)をご契約のお車とみなして、ご契約の条件に従い、対人賠償責任保険金、対物賠償責任保険金、人身傷害補償保険金、傷害一時金保険、無保険車傷害特約、車両保険の保険金をお支払いします。 ^(注) (注)車両保険が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。	●被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有するお車を運転中の事故 ●自動車取扱業者が業務として受託した他のお車を運転をしている場合
⑰ 原動機付自転車に関する特約	記名被保険者やそのご家族が、原動機付自転車を所有、使用または管理中に自動車事故を起こした場合に、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、傷害一時金保険等から支払われる保険金をお支払いします。	●対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、傷害一時金保険等の保険金をお支払いしない主な場合に準じます。
⑲ 被害者救済費用等補償特約	ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等によりご契約のお車に事故が生じた場合において、リコールや警察の捜査等の客観的な事実によりご契約のお車の欠陥や不正アクセスが確認できた場合には、被保険者に法律上の損害賠償責任がないときでも、本特約にて被害者の救済にかかる費用を、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険の保険金額を限度に補償します。また、弊社の同意を得て支出した、被保険者が委任した弁護士に対する調査・折衝の費用についてお支払いします。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 等
⑳ 弁護士費用等補償特約	記名被保険者・配偶者またはそのご家族がお車の事故によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、次の費用について保険金をお支払いします。なお、弁護士などへの委任や法律相談および弁護士などへの費用の支払いに際して、事前に弊社の承認を得ることが必要となります。 ○弁護士費用等(1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。) ○法律相談費用(1回の被害事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。) (注)弁護士等への報酬を負担した場合は、弊社が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」に掲載している別紙「弁護士費用等支払限度額をご参照ください。」	●被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害の場合、その方の受け取るべき額 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害 ●社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかる法律相談の場合 等
㉑ 日常生活賠償責任特約	国内での日常生活の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険をお支払いします。保険金額は「5億円」です。 また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金を併せてお支払いします。 ●損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、協力費用、争訟費用	●保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ●被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊による損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ●被保険者が所有・使用または管理する航空機、船舶・車両(ゴルフ場内におけるゴルフ・カートは除く)、銃器に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等
㉒ 携行品損害特約	事故によって、保険の対象 ^(注) について生じた損害に対して、この特約により、次のとおり保険金をお支払いします。ただし、保険金額を限度とし、保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとの保険金額を限度とします。 保険金の額 = 損害額 - 免責金額(自己負担額3千円) (注)この特約の補償の対象となる物で、記名被保険者の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超えるときは、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、それらのものの損害額を5万円とみなします。 次に掲げるものは、保険の対象には含まれません。 ①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ③移動電話、ポケットベル等の携帯式通信機、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、その他これらに類する物 ⑤動物、植物等の生物 ⑥手形その他の有価証券(小切手を含みません)、印紙、切手 ⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑨その他保険証券記載の物	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 等
㉓ ゴルファー特約	被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導中に、急激かつ偶然な外來の事故によって被った傷害に対して、保険金をお支払いします。また、ゴルフ場 ^(注) においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトルスを達成した場合に、慣習としての費用を負担することによって被る損害についても、保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注)日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ●ホールインワンまたはアルバトルスの確認要件を満たさない場合に、慣習としての費用を負担することによって被る損害 等

ご注意いただきたいこと
ご補償内容の詳細

事故が起きたら

STEP4

STEP5

ご注意いただきたいこと



ご契約時に弊社にお申し出いただく重要事項(告知義務等)

保険契約申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。

- 記名被保険者のお名前、生年月日、運転免許証の色(グリーン・ブルー・ゴールド)
 - ご契約のお車の登録番号、初度登録(検査)年月、型式、車台番号、用途・車種、使用目的、車両所有者、使用場所、特殊車両区分
 - 他の現存契約
 - 前契約^(注)/他の契約(会社名、証券番号、ノンフリート等級、事故有効期間、保険期間、事故件数等)
- (注)前契約には、他の保険会社の自動車保険契約、または自動車共済契約を含みます。



ご契約締結後における注意事項(通知義務等)

保険契約申込書に☆が付された下記事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、**遅滞なく**ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご契約内容が変更になる場合等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

ご契約のお車について	●用途・車種、使用目的、登録番号・車両番号を変更する場合
共通	●記名被保険者を変更するとき。 ●ご契約のお車の使用場所を沖縄県内から沖縄県外へ、または沖縄県外から沖縄県内へ変更するとき。
引受範囲外となる場合	変更内容が下記のときは、「DAY-GO! くるまの保険」の引受範囲から外れますのでご契約を更新することができます。ご契約を変更しDAP(一般自動車保険)にてご契約し直していただく必要がありますが、「DAY-GO! くるまの保険」と同様の補償内容を提供できないことがありますので、あらかじめご了承ください。 ●ご契約のお車をレンタカーまたは教習用自動車として使用する場合 ●記名被保険者が法人となった場合 ●ご契約のお車を自家用8車種以外に変更するとき。

通知事項ではありませんが、ご契約内容に次のような変更が生じた場合には**遅滞なく**ご連絡ください。

共通	●お引越しなどにより、ご契約者の住所が変更となる場合 ●車両保険をご契約の場合は、改造や高価な付属品の装着または取り外しなどにより車両価格が著しく変更になる場合
----	---

ご契約期間中に、次のような通知事項以外のご契約条件の変更を行う場合は**あらかじめ**ご連絡ください。ご契約内容の変更手続き前に発生した事故については保険金のお支払いができないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますので、ご注意ください。

共通	●お車の買替えや、ご契約のお車の廃車・譲渡等により、ご契約のお車を変更する場合 ●運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合 ●運転者本人・配偶者限定特約により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合 ●保険金額の増額や、特約をセットされる場合
----	---

ご契約の中止制度(中断特則)について

次の理由により、中断後に再び締結されるご契約が7~20等級となるご契約を一時的に中断する場合、「中断証明書」を発行することができます。

- ご契約のお車を廃車または譲渡した場合
- ご契約のお車をリース会社へ返還した場合
- ご契約のお車が車検切れとなった場合
- 記名被保険者が海外渡航する場合
- ご契約のお車が災害により滅失した場合
- ご契約のお車が盗難に遭われた場合

これにより、中断後に再び締結される保険契約が所定の要件を満たす場合には、通常の更新契約と同様に、中断前のご契約の事故件数に応じてノンフリート等級を適用します。

中断前の保険契約が他の保険会社であっても、弊社でご契約いただくときには、中断前のご契約の等級や事故件数に応じた等級を適用することができます。なお、中断前のご契約の等級を適用する場合は、事故有効期間も同時に適用します。

ご契約の中止日(解約日または満期日)の翌日から起算して24か月以内に取扱代理店または弊社へお申し込みがないと、この制度をご利用できませんので、ご注意ください。



その他ご注意いただきたいこと

■保険料について

保険料はご契約の保険金額、適用されるノンフリート等級等により異なります。具体的な保険料については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただにくにあたっての保険料は、保険契約申込書等に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

■保険期間(ご契約期間)

保険期間は原則1年間ですが、1年未満の短期契約や、1年超の長期契約とすることも可能です。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。

■解約返り金などについて

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返り金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払い込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

■満期返り金・契約者配当金について

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

■補償の開始時期について

保険責任は、ご契約期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている間はその時刻)に開始します。保険の開始時期を他の時間からご希望される場合には、ご希望の開始時刻を保険契約申込書に記載ください。保険料については、ご契約手続きと同時に支払ってください。取扱代理店または弊社が保険料を領収する前の事故については保険金をお支払いできません。



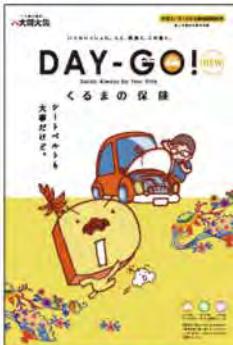
用語のご説明

記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子は、これまでに一度も婚姻歴がない子をいいます。)
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります)。 ※婚約とは異なります。 ①婚姻意思*を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 *戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思を言います。

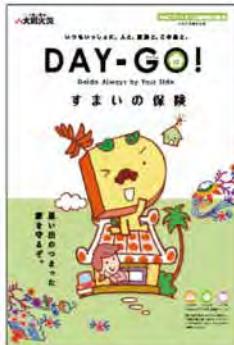
このパンフレットは「DAY-GO! くるまの保険(個人用総合自動車保険)」の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することをいたしておりますので、お確かめください。ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリーズ

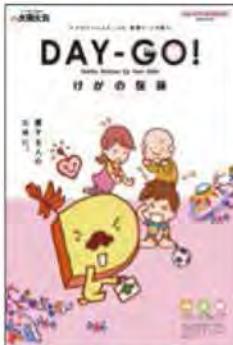
大同火災の「DAY-GO!」は、「安心」「充実」「納得」「家族」をコンセプトに、暮らし(DAY)のさまざまなリスクをカバーする総合保険として、お客様とご家族をしっかりお守りし、充実の補償をご提供いたします。



▲くるまの保険
どんな自動車事故も
これであんしん！



▲すまいの保険
あらゆるリスクから
すまいをお守りします。



▲けがの保険
万が一のケガから
お客様をお守りします。

Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。



「ご契約のしおり(約款)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただけるWeb約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。また、「Web約款」および「Web証券」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。

弊社は、お客様とともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



詳しい情報については、弊社ホームページ(<https://www.daidokasai.co.jp/>)に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：午前9:00～午後5:00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 0120-671-071
ご不満・ご意見・ご要望 0120-331-308

ロードサービスをご利用の際には下記ゆいゆいサポートセンターにご連絡ください。

ゆいゆいサポートセンター専用ダイヤル

24時間・365日受付

0120-024-090 (通話料 無料)
フリーダイヤル

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

24時間・365日受付

0120-091-161 (通話料 無料)
フリーダイヤル

FAX 098-863-5596

*耳や言葉の不自由なお客様専用の事故受付表をご用意しております。

詳しくは、下記URLへアクセスのうえご参照ください。

<https://www.daidokasai.co.jp/support/service/>

保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは

この島の損保。
大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
(ホームページアドレス) <https://www.daidokasai.co.jp/>

